

今回の大雨災害を受けて、町民の不安や疑問が噴出しています。町民の不安や疑問を解消し、協力を願います。

また、自治会を中心に、地域でも防災対策の検討が始まっています。今回被害を受けなかった地域の皆さんにも、この機会に災害時の対応を話し合っていただきたいと思います。

完全な復興には、今後多くの時間と経費が必要です。早期復興に、議会も町と協力して取り組みますので、住民の皆さんにも引き続きご理解と協力を願います。

今回、地域住民や消防団が、土のうを積んだり炊き出しをするなど積極的に取り組み、住民の安全が確保されました。

## 地域の力と協力で被害拡大を抑える

このように、町の特性や実態に合わせて、災害時に備えることが必要です。

# 災害に学ぶ町の防災

平成18年10月6日から7日にかけて降り続いた雨は、町内各地に大きな被害をもたらしました。今回の災害を教訓にし、いかに災害に備えるか、また災害が起きた時どのように対応するか、考えてみたいと思います。(災害の詳しい被害状況は、広報11月号をお読み下さい。)

## 住民の不安代弁 議員が緊急質問

議会では、大雨災害直後に議長、副議長、常任委員長が現場の被災状況の確認を行ったほか、町内4カ所で行われた災害対策説明会に出席し、各地域の課題や要望の把握に努めてきました。

11月9日の臨時議会では、「災害に関する緊急質問」が行われ、議員が災害への対応や今後の取り組みについて質問し、住民に代わって地域の不安や疑問を町に訴えました。

同時に、議会は町と協力して、早期復旧を求める活動を行いました。県に対して要望を行ったほか、国会議員の鈴木俊一議員と平野達男議員が被災現場を視察した際に



川からあふれた水が家の前まで迫っています(四日市)

も、復興支援を要望しています。しかし、要望活動だけでは災害に強いまちを作ることはできません。この災害を不幸な出来事に終わらせないために、町と住民の独自の努力が重要です。

## 非常時に身を守る 日頃から心構えを

今回の災害では、8地区358世帯に避難勧告が出されました。初めての勧告にとまどいもありましたが、大きな混乱はなく、避難は比較的スムーズに行われました。

本町には「防災行政無線」がないため、地域に設置したスピーカーなどで一斉に勧告することはできません。避難の連絡は、自治会や消防団の協力で「人力」に頼ることになります。従って、「危ないな」と感じたら外出を控えたり、事前に避難所を確認するなど、日頃の心構えが必要です。

## 避難所運営難しく マニュアルが必要

避難所では、運営の難しさが浮き彫りになりました。

避難所の出入りには規制がなく、時間がたつと、避難所から親戚などの家に移る住民も増えまし



避難所の運営に課題(象鼻会館)

た。顔見知りや近所の人に声をかけていく方もいましたが、「いつの間にか避難所からいなくなっていた」というケースも少なくありませんでした。

また、避難所の責任者や指示系統が不明確だったり、災害の情報に十分に伝わらず、不安を感じたという声もありました。

今回、避難住民は翌日に帰宅できましたが、避難生活が長くなると、健康管理やプライバシーの問題なども想定されます。このような課題に対応するため、避難所の管理体制や避難生活のルールを定めた「避難所運営マニュアル」を整備している自治体もあります。

### 緊急質問!!

## 大雨災害、これからどう対応する?

Q 復旧工事はどのように進めますか。

A 町の申請に基づいて国が審査(災害査定)します。被災地と認められると、生活道など公共性の高い箇所や、二次災害の恐れが強い箇所などを優先して復旧工事を行います。工事は3年間で行う予定です。

Q 国の補助率が高い「激甚災害」の指定は受けられますか。

A 「激甚災害」は、公共土木施設の被害額が標準税収入額の1/2以上(本町の場合は約3億円)を上回った場合に指定されるもので、指定を受けると、復旧工事費の国庫負担率が高くなります。今後、国が被災地の認定を行う「災害査定」の結果で決まります。

Q 県管理の河川や道路の復旧について、住民の要望を伝えることはできますか。

A 県管理の被災地はあくまでも県の判断によりますが、町も県と連絡を取り合い、できるだけ地域や住民の希望が伝わるように要望します。

Q 災害復旧工事は、県と町でどのように分担しますか。

A 国県道と一級河川(馬淵川・元町川)は県が担当します。町道、農道、林道、準用河川(押田内川、星野川、江刈小屋瀬川など)や普通河川は町が担当します。対応が重複したり、見落とししたりしないよう、県と十分に確認して行います。

Q 川や側溝に土砂がたまった状態で二次災害が心配されます。撤去の考えはありますか。

A 順次、土砂の撤去を進めます。側溝など少量の泥上げは、地域や水利組合などにも協力を依頼します。

Q 農地の被災についてはどのように復旧を進めますか。

A 農地は基本的に個人の財産ですが、農業基盤を維持するため、町は農地復旧を目的とした建設機械の借りに補助を行います。5万円は個人負担で、残りは40万円を限度に町が負担します。